

滞納を厳しく処分します 危機 今、ここにある

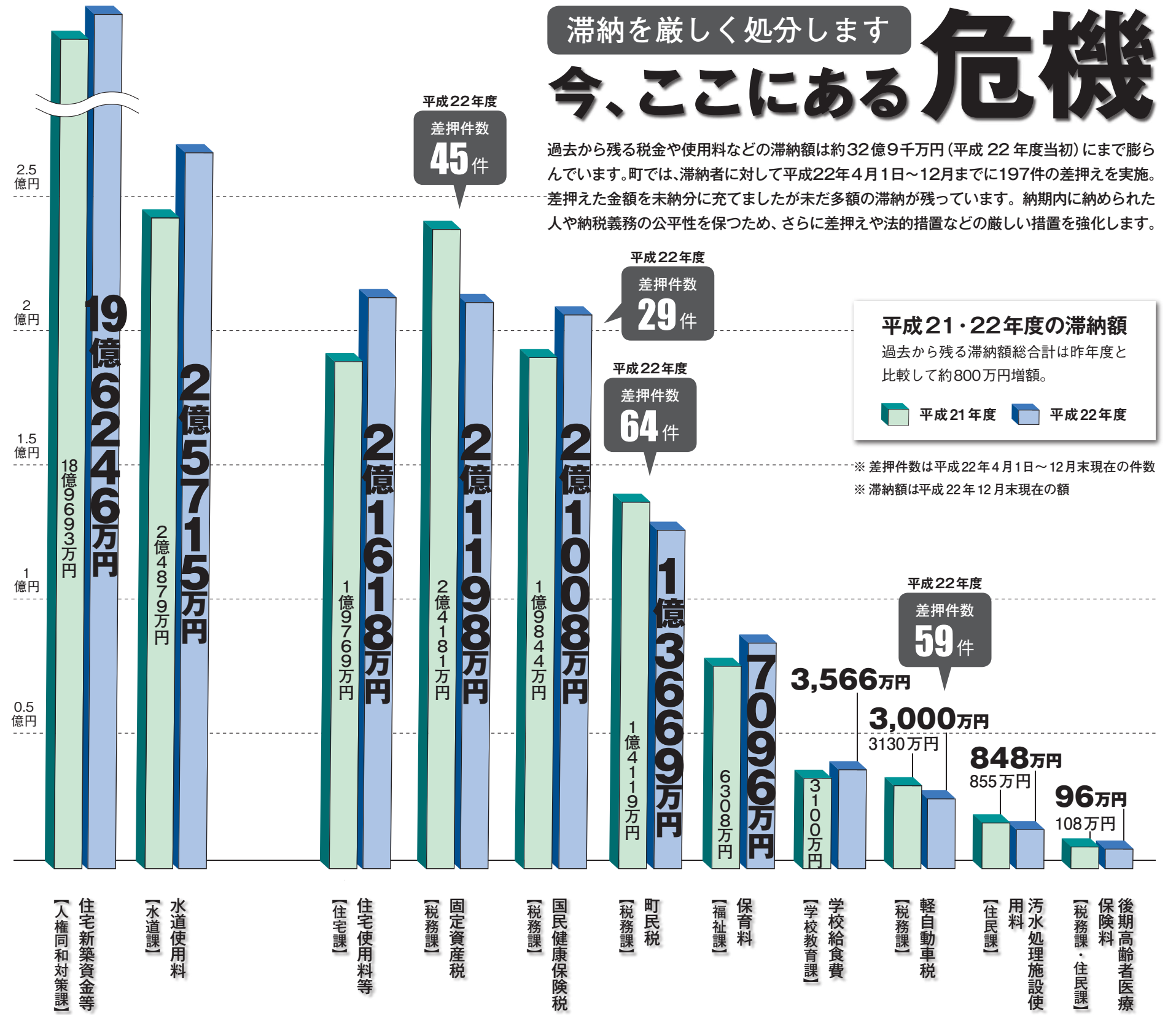
過去から残る税金や使用料などの滞納額は約32億9千万円(平成22年度当初)にまで膨らんでいます。町では、滞納者に対して平成22年4月1日～12月までに197件の差押えを実施。差押えた金額を未納分に充てましたが未だ多額の滞納が残っています。納期限内に納められた人や納税義務の公平性を保つため、さらに差押えや法的措置などの厳しい措置を強化します。

平成21・22年度の滞納額

過去から残る滞納額総合計は昨年度と比較して約800万円増額。

平成21年度 平成22年度

※ 差押件数は平成22年4月1日～12月末現在の件数
※ 滞納額は平成22年12月末現在の額



健全な水道事業の経営を図るため 滞納者に給水停止措置

水道料金の滞納額は2億5千万円超。公正・公平の観点から、「給水停止予告」「給水停止通知」に記載した支払い期限までに料金をお支払いいただけない場合は、「給水停止」を行います。なお、閉栓は留守の場合でも行います。

水道料金の未納分については「督促状」催告書「給水停止警告」「給水停止」の各通知を郵送して水道料金の支払いを促していますが、支払いもなく、協議にも訪れない滞納者に対しては、水道法および福智町条例に基づき「給水停止」を行います。

水道事業は町民のみなさんが使用した水道料金の収益で水道水を各戸に供給しているため、水道料金の支払いが滞ると水道事業の継続が困難となり、健全な経営を図ることができません。期限内に支払いしている町民のみなさん

との公正・公平の観点から期限内の支払いに協力ください。なお、経済的な理由などで滞納分を一括納付できない場合は支払い計画などを協議させていただきますので、お早めにこ来庁ください。

水道料金の支払い方法

水道料金は、毎月月初めに水道検針員が水道メーターを検針し「水道料金御通知」で使用料金を通知しています。支払については、次の1～2でお支払いください。

- 1 納付書による支払い
毎月の検針後、「水道料金納入通知書」を郵送しますので指定期限までにお支払ください。
- 2 口座振替による支払い
検針した月の「25日」が振替日になります。(金融機関が休日の場合は翌営業日) 口座振替をご希望の人は本庁水道課・各支所窓口および町指定金融機関で手続きをお願いします。

水道課からのお知らせ

- ▼水道料金の請求内容
水道料金には、使用料のほかに消費税および地方消費税(5%)が含まれています。
- ▼開栓・閉栓の手続き
水道を新規で使用する場合(転入・転居)と水道の使用を停止(転出・一時停止)する場合は手続きが必要になります。本庁水道課・各支所にお越しください。
- ▼分割納付協議と開栓・閉栓業務時間
8時30～17時15分(土曜・日曜・祝日を除く)
福智町役場水道課 ☎22-17769

← 2月7日に給水停止を行った様子。給水停止をされると、滞納した水道料金を原則として全額納付しなければ開栓はいたしません。給水停止措置を受ける前に、支払い期限までにお支払ください。支払いできない事情がある場合は、早めにご相談ください。

↑ 税や使用料は、多くの町民に納めていただいているが、理由もなく納付しない一部の町民もいます。公平性を保つために各課、徴収強化に努めていますが滞納を解消できないのが事実です。今後、悪質滞納者に対してさらに差押えや法的措置などを実施していきます。

収納対策会議

この会議は、町税や使用料など公共料金の収納率向上のため、「福智町収納対策会議設置要綱」に基づき開催しています。会議の構成員は、副町長(会長)、収納関係各課長で構成。収納業務担当者の徴収に対する意識改革、法的な問題の勉強会や情報交換など収納率向上のために施策を検討しています。今後もこの会議を公共料金の滞納解消の核として、行財政改革の大きな柱である滞納問題の早期解消に向けて努めていきます。



↑ 柴田副町長を筆頭に、滞納解消に向けて協議しています。

